

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市議会議長

小野 清一郎

新潟市議会規則第 1 号

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則

新潟市議会会議規則（昭和 43 年新潟市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 77 条第 2 項中「速記法によつて速記」を「、録音その他議長が適当と認める方法によつて記録」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。